



国土交通省

都市計画区域外

10,000m²

市街化区域

5,000m²

2,000m²

市街化区域
以外の
都市計画区域

一定面積以上の **土地取引** には

届出が必要です!

国土利用計画法に基づき…

- ▶ 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です。
- ▶ 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市市長に対して行います。
- ▶ 届出がなされた土地について利用目的を審査した後、必要に応じて勧告または助言が行われます。
- ▶ **届出は義務**であり、届出を**しなかった場合は罰せられます**。

詳しくは土地所在地の
都道府県または政令市に
お問い合わせください。



とちーた
土地政策の
イメージキャラクター

土地取引の届出について詳しくはコチラから▶

